

◎ 官報掲載料金及び郵便料金が令和元年10月1日から改定されます。つきましては、令和元年9月1日受付以降の申立事件の予納金については次のとおりになります(受付時期によって郵便切手の組み合わせが異なりますのでご注意ください。)

手 続 費 用 一 覧 表

1.8.16改訂

申立人	手 続	収入印紙	郵便切手	(切手内訳)	予 納 金	
自 己 破 産	自然人	同時廃止	1,500円	【9月1日～】 82円 × 12枚 2円 × 12枚 ※1	11,859円	
				【10月1日～】 84円 × 12枚 ※1		
		少額管財	1,000円	自然人・法人とも 【～9月30日】 3,750円	120円 × 2枚 82円 × 40枚 10円 × 20枚 2円 × 10枚 1円 × 10枚 ※2	218,543円 ※3, ※4
		通常管財			下記一覧表のとおり	
	法人	少額管財	1,000円	自然人・法人とも 【10月1日～】 3,830円	120円 × 2枚 84円 × 40枚 10円 × 20枚 2円 × 10枚 1円 × 10枚 ※2	214,786円 ※3
		通常管財			※2	下記一覧表のとおり
債権者	通常管財	20,000円	7,000円	上記の他に下記の切手の予納が必要になります。 500円×4枚, 50円×4枚, 10円×5枚	下記一覧表のとおり	

- ※1 債権者数が8名を超える場合は、それぞれの枚数を、債権者数+4の枚数にしてください。
- ※2 債権者数が35名を超える場合は、債権者が1名増える毎に84円分の切手1組を追加してください。(例:債権者40名→84円分を5組追加)。
- ※3 管財事件において、予納金の分割納付の取扱いはしていません。
- ※4 法人と同時に申し立てた場合の少額管財(法人併存型)における代表者個人の予納金は、11万8543円です。

通 常 管 財 予 納 金 一 覧 表

負 債 総 額 ※5	法 人	自 然 人
5000万未満	70万円	50万円
5000万～1億未満	100万円	80万円
1億～5億未満	200万円	150万円
5億～10億未満	300万円	250万円
10億～50億未満	400万円	
50億～100億未満	500万円	

※5 債権者申立における注意:負債総額とは、当該申立債権者の債権額のみでなく、他の債権者の債権額も含めた総額です。